

(10) 研修計画

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 横浜市認知症介護実践者研修生の受け入れ対応
- ③ 継続研修およびケース会議 毎月1回

年次計画

実施月	研 修 内 容 (予 定)
4月	認知症とは
5月	食事管理 (嚥下障害)
6月	栄養摂取、水分摂取
7月	ターミナルケア
8月	成年後見人
9月	ノロウイルス (感染症)
10月	アセスメント、ケアプラン
11月	リスク管理
12月	身体拘束
1月	緊急時の対応 (消防、救急) 個人情報保護
2月	個人情報保護
3月	高齢者虐待

※ 他に、横浜市 GH 連絡会の交換研修、横浜市認知症介護実践者研修、に積極的に参加する。

(11) 検討課題

平成21年4月1日より消防法の法令改正にもとづき自動火災報知設備、火災通報装置、設置義務が発生します。21年4月より経過措置が3年。21年より不動産屋、大家と協議の結果、設置工事費は大家持ちで了承していただきました。22年4月から自動火災報知装置、火災通報装置の工事を開始し4月中に、完了予定です。※年1回の業者による設備の検査を消防署に報告する義務があり、その費用をどう処理をするかを、不動産屋と調整予定です。

(12) 事業活動収支額 別紙事業活動収支計算書の通り